

③ 上下水道などのライフラインの復旧

1 下水道の整備

- 01 **緊急** 公共土木施設災害復旧事業（下水道）
- 02 流域下水道事業

○構成事業のスケジュール

取組項目・事業	緊急 重点 事項	復興計画期間（H23年度～H32年度）						
		復旧期（3年）			再生期 （4年）	発展期 （3年）		
		平成23年度	平成24年度	平成25年度				
(5) 公共土木施設 ③上下水道などのライフラインの復旧 ■1 下水道の整備 01 公共土木施設災害復旧事業(下水道) 02 流域下水道事業	<b>緊急</b>	[Progress bar for 01: H23 to H25]						
		[Progress bar for 02: H23 to H32]						

○事業概要

事業名	事業内容
01 <b>緊急</b> 公共土木施設災害復旧事業（下水道）  復旧期 → 再生期 → 発展期 【下水道課】	被災した下水道処理施設等について、公共土木施設災害復旧事業により施設復旧を行うもの。  【事業主体：国，県】
02 流域下水道事業  復旧期 → 再生期 → 発展期 【下水道課】	流域下水道の流入量の増加と施設の老朽化に対応するため、整備を行うもの。  【事業主体：国，県】

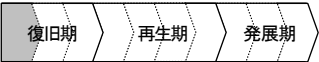
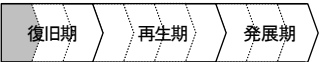
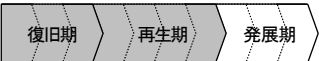
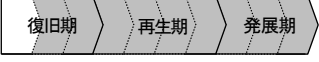
**2** 上水道, 工業用水道の整備

- 01 **緊急** 広域水道施設災害復旧事業
- 02 **緊急** 工業用水道施設災害復旧事業
- 03 **緊急** 水道施設復旧事業
- 04 広域水道基幹施設等耐震化事業
- 05 工業用水道基幹施設耐震化等事業
- 06 広域水道緊急時バックアップ体制整備事業

○構成事業のスケジュール

取組項目・事業	緊急重点事項	復興計画期間 (H23年度～H32年度)				
		復旧期(3年)			再生期(4年)	発展期(3年)
		平成23年度	平成24年度	平成25年度		
(5) 公共土木施設 ③ 上下水道などのライフラインの復旧 2 上水道, 工業用水道の整備						
01 広域水道施設災害復旧事業	<b>緊急</b>	→				
02 工業用水道施設災害復旧事業	<b>緊急</b>	→				
03 水道施設復旧事業	<b>緊急</b>	→				
04 広域水道基幹施設等耐震化事業					→	
05 工業用水道基幹施設耐震化等事業			→			
06 広域水道緊急時バックアップ体制整備事業					→	

○事業概要

事業名		事業内容
01 <b>緊急</b>	<b>広域水道施設災害復旧事業</b>  【水道経営管理室】	安全で安定的な水道用水の供給を図るため、震災で被害を受けた管路、施設等について本格復旧を行うもの。  【事業主体：国、県】
02 <b>緊急</b>	<b>工業用水道施設災害復旧事業</b>  【水道経営管理室】	安定的な工業用水の供給を図るため、震災で被害を受けた管路、施設等について本格復旧を行うもの。  【事業主体：国、県】
03 <b>緊急</b>	<b>水道施設復旧事業</b>  【食と暮らしの安全推進室】	安全で安定的な水を供給するため、震災で被害を受けた市町村所管の水道施設について復旧支援を行うもの。  【事業主体：国、県、市町村】
04	<b>広域水道基幹施設等耐震化事業</b>  【水道経営管理室】	安全で安定的な水道用水を供給するため、調整池や浄水場等の基幹水道構造物について耐震化工事を行うもの。  【事業主体：国、県】
05	<b>工業用水道基幹施設耐震化等事業</b>  【水道経営管理室】	安定的に工業用水を供給するため、管路、施設等の基幹水道構造物について耐震化工事や緊急時におけるバックアップ用の連絡管などの整備を行うもの。  【事業主体：県】
06	<b>広域水道緊急時バックアップ体制整備事業</b>  【水道経営管理室】	安全で安定的な水道用水を供給するため、緊急時におけるバックアップ用の連絡管や他事業との連絡管などの整備を行うもの。  【事業主体：県】

④ 沿岸市町をはじめとするまちの再構築

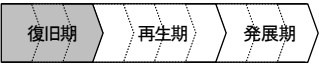
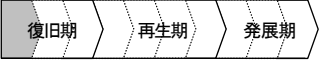
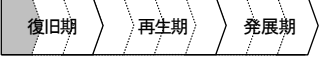
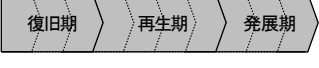
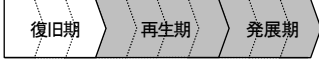
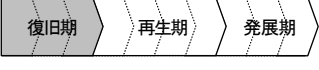
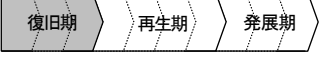
1 まちづくりと多様な施策との連携



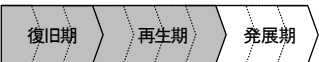
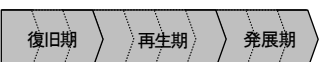
- 01 **緊急** 公共土木施設災害復旧事業（都市公園）
- 02 **緊急** 復興まちづくり計画策定支援事業
- 03 **緊急** 漁業集落復旧復興計画策定事業（再掲）
- 04 都市計画街路事業
- 05 都市公園整備事業
- 06 仙台港背後地土地区画整理事業
- 07 組合区画整理災害復旧支援事業
- 08 道路改築事業（復興）（再掲）
- 09 港湾整備事業（復興）（再掲）
- 10 海岸改修事業（復興）（再掲）
- 11 河川改修事業（復興）（再掲）

○構成事業のスケジュール

取組項目・事業	緊急 重点 事項	復興計画期間（H23年度～H32年度）						
		復旧期（3年）			再生期 （4年）	発展期 （3年）		
		平成23年度	平成24年度	平成25年度				
(5) 公共土木施設 ④沿岸市町をはじめとするまちの再構築 1 まちづくりと多様な施策との連携								
01 公共土木施設災害復旧事業（都市公園）	<b>緊急</b>	[Progress bar from H23 to H32]						
02 復興まちづくり計画策定支援事業	<b>緊急</b>	[Progress bar from H23 to H24]						
03 漁業集落復旧復興計画策定事業（再掲）	<b>緊急</b>	[Progress bar from H23 to H24]						
04 都市計画街路事業		[Progress bar from H23 to H32]						
05 都市公園整備事業					[Progress bar from H27 to H32]			
06 仙台港背後地土地区画整理事業		[Progress bar from H23 to H27]						
07 組合区画整理災害復旧支援事業		[Progress bar from H23 to H27]						
08 道路改築事業（復興）（再掲）		[Progress bar from H23 to H32]						
09 港湾整備事業（復興）（再掲）					[Progress bar from H27 to H32]			
10 海岸改修事業（復興）（再掲）		[Progress bar from H23 to H29]						
11 河川改修事業（復興）（再掲）		[Progress bar from H23 to H32]						

○事業概要

事業名		事業内容
01 緊急	公共土木施設災害復旧事業 (都市公園)   【都市計画課】	被災した県立都市公園について、公共土木施設災害復旧事業により施設復旧を行うもの。  【事業主体：国，県】
02 緊急	復興まちづくり計画策定支援事業   【復興まちづくり推進室】	被災市町の復興まちづくり計画案の検討及び計画策定のための支援を行うもの。  【事業主体：国，県】
03 緊急	漁業集落復旧復興計画策定事業 (再掲) P. 93   【水産業基盤整備課】	甚大な津波被害を受けた漁業集落において、復興の方向性に関する地域住民への意向調査及び地盤嵩上げや避難路・避難広場など防災機能を備えた漁業集落についての計画策定調査を実施するもの。  【事業主体：国，県，市町村】
04	都市計画街路事業   【都市計画課】	被災した市街地の復興や都市交通の円滑化を図るため、まちづくりと併せて街路整備を行うもの。  【事業主体：国，県】
05	都市公園整備事業   【都市計画課】	都市の中に緑地とオープンスペースを確保し、休養やレクリエーションの場を提供するとともに災害時の支援活動拠点を確保するため、都市公園の整備を行うもの。  【事業主体：国，県】
06	仙台港背後地土地区画整理事業   【都市計画課】	東北の産業経済拠点である仙台港周辺地域の貿易関連機能や商業、流通、工業生産機能の強化を図るため、換地処分に向けた基盤整備を行うもの。  【事業主体：国，県】
07	組合区画整理災害復旧支援事業   【都市計画課】	被災した組合土地区画整理事業の災害復旧において、事業者の負担軽減を図るため、基金を用いた補助制度を創設するもの。  【事業主体：国，県】

事業名		事業内容
08	<b>道路改築事業（復興）</b> （再掲）P. 105  【道路課】	震災により被災した地域を支援するため、防災機能を強化した国道や県道、市町村道（代行）の整備を行うもの。 【事業主体：国，県】
09	<b>港湾整備事業（復興）</b> （再掲）P. 108  【港湾課】	被災した港湾の機能回復と物流機能の確保を図るため、防災機能を強化した港湾施設等の整備を行うもの。 【事業主体：国，県】
10	<b>海岸改修事業（復興）</b> （再掲）P. 108  【港湾課】	津波や高潮からの安全性の確保及び被災の軽減を図るため、防災機能を強化した海岸保全施設の整備を行うもの。 【事業主体：国，県】
11	<b>河川改修事業（復興）</b> （再掲）P. 113  【河川課】	まちづくりと連携し、防災機能を強化した総合的な浸水対策を行うもの。 【事業主体：国，県】

(6) 教育

① 安全・安心な学校教育の確保

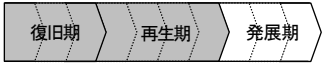
1 学校施設の復旧・再建

- 01 **緊急** 市町村立学校施設災害復旧事業
- 02 **緊急** 県立学校施設災害復旧事業
- 03 **緊急** 県立学校教育設備等災害復旧事業
- 04 **緊急** 私立学校施設設備災害復旧支援事業
- 05 **緊急** 公立大学法人宮城大学災害復旧事業費補助金事業

○構成事業のスケジュール

取組項目・事業	緊急 重点 事項	復興計画期間 (H23年度～H32年度)						
		復旧期(3年)			再生期 (4年)	発展期 (3年)		
		平成23年度	平成24年度	平成25年度				
(6)教育								
①安全・安心な学校教育の確保								
1 学校施設の復旧・再建								
01 市町村立学校施設災害復旧事業	<b>緊急</b>	[Progress bar from H23 to H28]						
02 県立学校施設災害復旧事業	<b>緊急</b>	[Progress bar from H23 to H29]						
03 県立学校教育設備等災害復旧事業	<b>緊急</b>	[Progress bar from H23 to H27]						
04 私立学校施設設備災害復旧支援事業	<b>緊急</b>	[Progress bar from H23 to H25]						
05 公立大学法人宮城大学災害復旧事業費補助金事業	<b>緊急</b>	[Progress bar from H23 to H24]						

## ○事業概要

事業名		事業内容
01 緊急	市町村立学校施設災害復旧事業  【施設整備課】	震災により被害を受けた市町村学校施設について、市町村が行う応急復旧工事や仮設校舎等の設置に要する経費を補助するもの。  【事業主体：国，県，市町村】
02 緊急	県立学校施設災害復旧事業  【施設整備課】	震災により被害を受けた県立学校施設について、応急復旧工事などを早急に行うとともに、著しい被害を受けた学校施設について、仮設校舎等を設置するもの。  【事業主体：国，県】
03 緊急	県立学校教育設備等災害復旧事業  【高校教育課】	震災により被害を受けた県立学校の教育施設等について、早急に復旧を図り、安心して学べる教育環境を確保するもの。また、校舎に著しい被害を受けた学校においては、施設整備計画に合わせ、新たなニーズに対応した教育設備を整備するもの。  【事業主体：国，県】
04 緊急	私立学校施設設備災害復旧支援事業  【私学文書課】	震災により被害を受けた私立学校設置者が行う施設設備災害復旧事業に要する経費の一部を補助するもの。  【事業主体：国，県】
05 緊急	公立大学法人宮城大学災害復旧事業費補助金事業  【私学文書課】	震災により被害を受けた公立大学法人宮城大学が行う施設設備災害復旧事業に要する経費を補助するもの。  【事業主体：国，県】



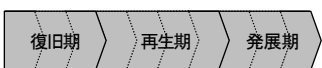
**2 被災児童生徒等の就学支援**

- 01 **緊急** 被災児童生徒就学支援（援助）事業
- 02 **緊急** 高等学校等育英奨学資金貸付事業
- 03 **緊急** 私立学校授業料等軽減特別補助事業
- 04 **緊急** 県立高校通学手段緊急確保事業
- 05 児童生徒通学支援事業

○構成事業のスケジュール

取組項目・事業	緊急 重点 事項	復興計画期間（H23年度～H32年度）							
		復旧期（3年）			再生期 （4年）	発展期 （3年）			
		平成23年度	平成24年度	平成25年度					
(6) 教育									
①安全・安心な学校教育の確保									
<b>2</b> 被災児童生徒等の就学支援									
01 被災児童生徒就学支援（援助）事業	<b>緊急</b>	[Progress bar from H23 to H26]							
02 高等学校等育英奨学資金貸付事業	<b>緊急</b>	[Progress bar from H23 to H26]							
03 私立学校授業料等軽減特別補助事業	<b>緊急</b>	[Progress bar from H23 to H24]							
04 県立高校通学手段緊急確保事業	<b>緊急</b>	[Progress bar from H23 to H24]							
05 児童生徒通学支援事業		[Progress bar from H23 to H26]							

## ○事業概要

事業名		事業内容
01 緊急	被災児童生徒就学支援（援助）事業   【私学文書課 義務教育課】	震災により、経済的理由から就学等が困難となった世帯の小中学校の児童生徒を対象に、学用品費、通学費、修学旅行費、給食費等の緊急的な就学支援を行うもの。  【事業主体：国，県，市町村】
02 緊急	高等学校等育英奨学資金貸付事業   【高校教育課】	震災により、経済的理由から就学が困難となった生徒の就学機会を確保するため、貸付申請・添付書類の簡素化・定形化を行うもの。また、被災した償還者の償還金について猶予するもの。  【事業主体：国，県】
03 緊急	私立学校授業料等軽減特別補助事業   【私学文書課】	被災した幼児児童生徒の修学機会を確保するため、授業料等を減免する私立学校の設置者に対して補助を行うもの。  【事業主体：国，県】
04 緊急	県立高校通学手段緊急確保事業   【教育企画室】	震災で甚大な被害を受け、校舎使用が困難となった学校の再開に際し、他校の校舎を利用する被災校の高校生の通学手段を確保するため、借上バスを運行委託するもの。  【事業主体：国，県】
05	児童生徒通学支援事業   【義務教育課】	震災により他の学校施設等を使用し授業を再開せざるを得ない等の理由により、通学距離が大幅に長くなる小中学校の児童生徒が多く見込まれることから、スクールバスを運行することにより、児童生徒の通学手段を確保するとともに、負担の軽減を図るもの。  【事業主体：国，県，市町村】